

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和4年7月26日)

受験番号 _____

申請者(法人)名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは一般区域貨物自動車運送事業、一般路線貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業をいう。

()

問2 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が自ら保有する自動車を利用してする貨物の運送をいう。

()

問3 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、変更する事項に関わらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問4（許可の基準）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

（ ）

問5（事業報告書及び事業実績報告書）

一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度に係る事業報告書を毎事業年度の経過後100日以内に提出しなければならない。

（ ）

問6（運送約款）

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

（ ）

問7（事業の譲渡し及び譲受け等）

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（ ）

問8（運転者台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、必要な事項を記載し、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、当該運転者が運転者でなくなるまでの間、これを保存しなければならない。

（ ）

問 9 (乗務等の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

()

問 10 (運行管理者の講習)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日から5年後の日の属する年度の末日を経過した運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

()

問 11 (運行管理者)

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないが、これを解任したときは、届け出をする必要はない。

()

問 12 (運行管理者)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者基礎講習を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

()

問 13 (点呼等)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対する点呼において、運行管理者(補助者)の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。

()

問 1 4 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、全ての事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
()

問 1 5 (運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者等は、1週間ごとに、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し、適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。
()

問 1 6 (過積載の防止)

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
()

問 1 7 (整備管理者の研修)

貨物自動車運送事業者は、選任した整備管理者であって、整備管理者として新たに選任した者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。
()

問 1 8 (事故の報告)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。
()

問 1 9 (報告書の提出)

一般貨物自動車運送事業者は、その使用する自動車について、省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から45日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問 2 0 (定期点検整備)

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、1ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

()

問 2 1 (運転者の遵守事項)

車両等の運転者は、自動車を運転する場合において業務上の必要がある場合は、当該自動車が停止しているときでなくても、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してもよい。

()

問 2 2 (乗合自動車の発進の保護)

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

()

問 2 3

「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。」は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」にはあたらない。

()

問 2 4 (休日)

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上の日を与える場合を除き、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。

()

問 2 5 (有償運送)

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

()

II. 次の問 2 6 から問 2 8 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 6 (事業計画)

次のうち、一般貨物自動車運送事業の事業計画に記載しなければならない事項としてあてはまらないものを1つ選び、() 内に記入してください。

ア. 営業区域

イ. 自動車車庫の位置及び収容能力

ウ. 貨物自動車利用運送をするかどうかの別

()

問 2 7 (過労運転の防止)

一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に常時選任する者として認められないものを、次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 日々雇い入れられる者
- イ. 労働者派遣事業者から派遣された者
- ウ. 6ヶ月間の期間を定めて使用される者

()

問 2 8 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。次のア～カから正しいものを3つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 拘束時間は、1箇月について293時間を超えないものとする。
- イ. 勤務終了後、継続16時間以上の休息期間を与えること。
- ウ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。
- エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり9時間を超えないものとする。
- オ. 1日についての拘束時間を延長する場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について4回以内とすること。
- カ. 連続運転時間は、4時間を超えないものとする。

() () ()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和4年7月26日)

受験番号 _____

申請者(法人)名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは一般区域貨物自動車運送事業、一般路線貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業をいう。

(第2条第1項) 一般貨物、特定貨物、貨物軽 (×)

問2 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が自ら保有する自動車を利用してする貨物の運送をいう。

(第2条第7項) 他の者の行う運送を利用してする貨物の運送をいう
(×)

問3 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、変更する事項に関わらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第9条第1項、第3項) 国土交通省令で定めるものを除き、認可が必要 (×)

問4 (許可の基準) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(第6条第1号) (○)

問5 (事業報告書及び事業実績報告書) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度に係る事業報告書を毎事業年度の経過後100日以内に提出しなければならない。

(第2条第1項) (○)

問6 (運送約款) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

(第10条第3項) (○)

問7 (事業の譲渡し及び譲受け等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(第30条) (○)

問8 (運転者台帳) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、必要な事項を記載し、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、当該運転者が運転者でなくなるまでの間、これを保存しなければならない。

(第9条の5) 運転者でなくなってから3年間保存 (×)

問9 (乗務等の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(第8条第1項) (○)

問10 (運行管理者の講習) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日から5年後の日の属する年度の末日を経過した運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

(第23条) 5年後の日の属する年度の末日→翌年度の末日
(×)

問11 (運行管理者) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないが、これを解任したときは、届け出をする必要はない。

(第18条) 解任したときも同様とする (×)

問12 (運行管理者) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者基礎講習を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

(第18条第1項) 基礎講習→資格者証の交付 (×)

問13 (点呼等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対する点呼において、運行管理者(補助者)の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。

(第7条第1項) 運行上やむを得ない場合を除き、対面 (×)

問14 (運行記録計による記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、全ての事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(第9条) 総重量7トン以上又は積載量4トン以上の自動車等に限る

(×)

問15 (運行指示書による指示等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、1週間ごとに、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し、適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

(第9条の3第1項) 第7条第3項に規定する乗務を含む運行ごと

(×)

問16 (過積載の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(第4条) やむを得ない事由があっても例外ではない (×)

問17 (整備管理者の研修) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、選任した整備管理者であって、整備管理者として新たに選任した者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

(第3条の4) (○)

問18（事故の報告）【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車は、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

（第24条）転覆、火災、その他省令で定める重大な事故を引き起こしたとき（×）

問19（報告書の提出）【自動車事故報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、その使用する自動車について、省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から45日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

（第3条）45日→30日（×）

問20（定期点検整備）【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、1ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

（第48条）×1ヶ月ごと→○3ヶ月ごと（×）

問21（運転者の遵守事項）【道路交通法】

車両等の運転者は、自動車を運転する場合において業務上の必要がある場合は、当該自動車が停止しているときでなくとも、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してもよい。

（第71条第5号の5）業務上の必要がある場合でも不可（×）

問 2 2 (乗合自動車の発進の保護) 【道路交通法】

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に變更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の變更を妨げてはならない。

(第 3 1 条の 2) (○)

問 2 3 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、繼續して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の經濟上の利益を提供させること。」は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」にはあたらない。

(第 2 条第 9 項第 5 号ロ) あたる (×)

問 2 4 (休日) 【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上の日を与える場合を除き、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

(第 3 5 条) (○)

問 2 5 (有償運送) 【道路運送法】

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

(第 7 8 条第 3 号) (○)

II. 次の問26から問28の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問26 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

次のうち、一般貨物自動車運送事業の事業計画に記載しなければならない事項としてあてはまらないものを1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 営業区域
- イ. 自動車車庫の位置及び収容能力
- ウ. 貨物自動車利用運送をするかどうかの別

(第2条) (ア)

問27 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に常時選任する者として認められないものを、次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 日々雇い入れられる者
- イ. 労働者派遣事業者から派遣された者
- ウ. 6ヶ月間の期間を定めて使用される者

(第3条第2項) (ア)

問28 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等) 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。次のア～カから正しいものを3つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 拘束時間は、1箇月について293時間を超えないものとする。
- イ. 勤務終了後、継続16時間以上の休息期間を与えること。
- ウ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とする。
- エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間

当たり9時間を超えないものとする。

オ. 1日についての拘束時間を延長する場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について4回以内とすること。

カ. 連続運転時間は、4時間を超えないものとする。

(第4条) (ア) (ウ) (カ)

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R4.5	R4.7
受験者数	14	14
合格者数	14	13